

人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準（令和元年 9 月 5 日農林水産省告示第 801 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者等の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 13 条第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定に基づき行う人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者及び外国取扱業者の認証の技術的基準を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 0012 <u>人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理</u></p> <p>3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 0012 による。</p> <p>4 施設 JAS 0012 の箇条 5に規定する施設要求事項を満たしていなければならない。</p> <p>5 取扱いの管理の実施方法 5.1 取扱管理責任者の職務 5.4 b)に規定する取扱管理責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。 a) 取扱い（JAS 0012 の箇条 4に規定する一般要求事項、JAS 0012 の箇条 5に規定する施設要求事項、JAS 0012 の箇条 6に規定する管理要求事項）の管理〔外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。〕及び適合の表示に関する計画の立案及び推進 b) (略) c) 内部規程（JAS 0012 の4.1に規定する管理基準を含む。以下同じ。）の確立、維持及び継続的な改善についての統括 d) (略) 5.2 内部規程 5.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a) JAS 0012 の4.2に規定する区分管理に関する事項 b) JAS 0012 の箇条 5に規定する施設要求事項に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 13 条第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定に基づき行う人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者及び外国取扱業者の認証の技術的基準を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 施設 JAS0012 の箇条 4に規定する施設要求事項を満たしていなければならない。</p> <p>3 取扱いの管理の実施方法 3.1 取扱管理責任者の職務 3.4 b)に規定する取扱管理責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。 a) 取扱い（JAS0012 の箇条 3に規定する一般要求事項、JAS0012 の箇条 4に規定する施設要求事項、JAS0012 の箇条 5に規定する管理要求事項）の管理〔外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。〕及び適合の表示に関する計画の立案及び推進 b) (略) c) 内部規程（JAS0012 の3.1に規定する管理基準を含む。以下同じ。）の確立、維持及び継続的な改善についての統括 d) (略) 3.2 内部規程 3.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a) JAS0012 の3.2に規定する区分管理に関する事項 b) JAS0012 の箇条 4に規定する施設要求事項に関する事項</p>

- 注記 (略)
- c) JAS 0012 の 6.1 に規定する栽培管理に関する事項
注記 (略)
- d) JAS 0012 の 6.2 に規定する出荷管理に関する事項
注記 (略)
- e) JAS 0012 の 6.3 に規定する資材管理に関する事項
注記 (略)
- f) JAS 0012 の 6.4 に規定する従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項
注記 従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項には、次の事項が含まれる。
(略)
－ JAS 0012 の 6.1～6.3 に関する管理基準に従った栽培環境管理を確実に実施するための教育訓練及び結果の活用 (効果測定等)
- g)～l) (略)
- m) 年間の取扱いの管理の計画の策定及び当該計画の認証機関等への通知に関する事項
- n) 取扱いの管理及び適合の表示の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 5.2.2・5.2.3 (略)
- 5.3 記録等の管理
簡条 6 に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、記録の作成の日から少なくとも 2 年間保存しなければならない。
- 5.4 取扱いの管理を担当する者の能力及び人数
取扱管理責任者を補佐する者 (以下「取扱管理担当者」という。) 及び取扱管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。
- a)・b) (略)
- 6 記録の作成
次の事項を記録し、保存しなければならない。
- a) 区分管理に関する事項 (JAS 0012 の 4.2 参照)
- b) 施設に関する事項 (JAS 0012 の 簡条 5 参照)
- c) 栽培管理に関する事項 (JAS 0012 の 6.1 参照)
- d) 出荷管理に関する事項 (JAS 0012 の 6.2 参照)
- e) 資材管理に関する事項 (JAS 0012 の 6.3 参照)
- f) 従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項 (JAS 0012 の 6.4 参照)
- g)～k) (略)

- 注記 (略)
- c) JAS0012 の 5.1 に規定する栽培管理に関する事項
注記 (略)
- d) JAS0012 の 5.2 に規定する出荷管理に関する事項
注記 (略)
- e) JAS0012 の 5.3 に規定する資材管理に関する事項
注記 (略)
- f) JAS0012 の 5.4 に規定する従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項
注記 従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項には、次の事項が含まれる。
(略)
－ JAS0012 の 5.1～5.3 に関する管理基準に従った栽培環境管理を確実に実施するための教育訓練及び結果の活用 (効果測定等)
- g)～l) (略)
- m) 年間の取扱いの管理の計画の策定及び当該計画の認証機関 (登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。) への通知に関する事項
- n) 取扱いの管理及び適合の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 3.2.2・3.2.3 (略)
- 3.3 記録等の管理
簡条 4 に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、記録の作成の日から少なくとも 2 年間保存しなければならない。
- 3.4 取扱いの管理を担当する者の能力及び人数
取扱管理責任者を補佐する者 (以下「取扱管理担当者」という。) 及び取扱管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。
- a)・b) (略)
- 4 記録の作成
次の事項を記録し、保存しなければならない。
- a) 区分管理に関する事項 (JAS0012 の 3.2 参照)
- b) 施設に関する事項 (JAS0012 の 簡条 4 参照)
- c) 栽培管理に関する事項 (JAS0012 の 5.1 参照)
- d) 出荷管理に関する事項 (JAS0012 の 5.2 参照)
- e) 資材管理に関する事項 (JAS0012 の 5.3 参照)
- f) 従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項 (JAS0012 の 5.4 参照)
- g)～k) (略)